

朝鮮中宗二〇年代の對明外交交渉

——『嘉靖會典』編纂の情報収集をめぐる——

桑 野 榮 治

- 一 はじめに
- 二 陳慰使李荊と聖節使柳溥の連携
 - (1) 『大明會典』重修の情報
 - (2) 奏請使派遣論の撤回
- 三 聖節使柳溥と正朝使朴光榮の外交交渉
 - (1) 『明實錄』にみる宗系改正の事情
 - (2) 『嘉靖會典』の編纂方針
- 四 交渉戦略の轉換
- 五 聖節使南孝義による『嘉靖會典』「正本」の確認
- 六 むすび

一 はじめに

朝鮮前期（文祿・慶長の役以前。ほぼ一五・一六世紀に相當）において最大の懸案であった對明外交交渉として、宗系辨証問題をあげることができよう。明代の國制總覽である『大明會典』（『正德會典』）朝貢條には朝鮮王朝（一三九二～一八九七

年)を建國した太祖李成桂(在位一三九二―九八年)がかつての政敵李仁任の息子であり、四人の高麗國王を殺害して政權を篡奪した、と記録されていた。⁽¹⁾朝鮮王朝の建國と王室に關わるこの一大事件は中宗一三年(一五二二)に發覺し、以後、朝鮮政府は宗系の改正を要求すべく外交使節をたびたび明に派遣した。その條文が明の太祖洪武帝(在位一三六八―九八年)の家訓書ともいふべき『皇明祖訓』祖訓條章からの引用であつたことから朝中間の交渉は難航したが、最終的には朝鮮との交渉経緯を増補修正版の『萬曆會典』に註記すること⁽³⁾で決着した。その『萬曆會典』全帙は宣祖二年(一五八九年)に明より頒賜され、宣祖は宗廟に眠る歷代國王に報告して朝鮮全土に恩赦令を下すことになる。

宗系辨誣問題に關してはつとに末松保和氏が太祖代より太宗(在位一四〇〇―一八年)代にいたるこの問題の發端を詳述しており、⁽⁴⁾以來、朝鮮前期の對明關係を論じる際にしばしばその概要に言及されている。⁽⁵⁾筆者もかつて、問題となつた條文を削除して出版された朝鮮版『正德會典』(名古屋市蓬左文庫架藏。一五五二年内賜本)の成立事情を論じたが、中宗一三年より宣祖二三年にいたる對明交渉の具體相に立ち入る餘裕はなかつた。⁽⁶⁾最近、韓國では朴成柱氏が宗系辨誣問題の推移を時代順に整理したものの、概括的な敘述に終始しており、⁽⁷⁾中宗(在位一五〇六―四四年)代以降の展開様相については等閑視されたままであつた。こうした研究現況にかんがみて、筆者は前稿において中宗一三年に再燃した宗系辨誣問題を取りあげ、宗系改正をめぐる朝鮮政府の論議と奏請使南袞による外交交渉を中心に追跡した。⁽⁸⁾しかしながら、奏請使南袞の歸國以後、中宗二〇年代にこの外交問題がいかなる進展をみせるのかについては、依然として注目されていない。中宗三〇年代であれば、奥村周司氏が中宗三二年に來朝した明使龔用卿(『使朝鮮錄』の著者)への迎接儀禮を検討する際にこの外交問題の重要性を喚起し、ごく最近では權仁溶氏が中宗三四年の奏請使權撥による對明交渉にスポットをあてたが、⁽⁹⁾いづれにせよ中宗二〇年代の對明外交交渉に關しては研究史の空白といわざるをえない。

宗系辨誣問題は朝鮮王朝と明とのあいだの事大關係の實相がうかがえるという點で興味深い事件であり、なにより朝鮮前期の外交交渉のあり方を究明するうえで格好の素材となる。筆者の豫備的調査によれば、朝鮮政府は全六段階の對明外

交交渉を経てこの問題を解決に導いている。前稿で論じた奏請使南袞の派遣はその第一段階であり、本稿で取りあげる中宗二〇年代の聖節使柳溥を中心とする交渉は第二段階に相当する、と考える。⁽¹⁰⁾そこで本稿では前稿にひきつづき、朝鮮前期における對明外交交渉の事例研究の一環として、當時の朝鮮政府の論議と外交交渉の具體相を明らかにしたい。この基礎的作業を進めるなかで、明代嘉靖年間における『大明會典』編集事業の一端も垣間みえることであろう。

二 陳慰使李凡と聖節使柳溥の連携

(1) 『大明會典』重修の情報

皇帝御製の序文にはじまる『大明會典』の修正は容易ではないとの事情を豫測しつつも、朝鮮政府は中宗一三年七月に宗系辨誣奏請使として正使南袞・副使李紆・書狀官韓忠の三使を帝都北京に向けて派遣した。あいにく武宗正徳帝（在位一五〇五―一二年）が行幸中であつたため外交交渉は難航したが、奏請使一行はようやく宗系改正の敕書を獲得して翌年四月に王都漢城に戻る。正徳帝の敕書には王氏殺害に關する言及はなかつたが、朝鮮政府はひとまず謝恩使を派遣して問題を收束させた。⁽¹¹⁾しかし、正徳帝の在位中に『大明會典』が改修されることはなかつた。その後、正徳帝に代わつて玉座に即いた世宗嘉靖帝（在位一五二一―一六六年）は嘉靖八年（中宗二四、一五二九）四月上旬に内閣に敕諭し、弘治一六年（燕山君九、一五〇三）以後の事例を『正徳會典』に編入せしめた。⁽¹²⁾明國一代の國制總覽でありながら、その記載には錯誤・遺漏も少なからずみうけられたことから、明では「嘉靖續修會典」（『嘉靖會典』）の編集に着手したのである。

おりしも中宗二三年の暮れに禮曹參判李凡が嘉靖帝皇后の死去を弔問すべく陳慰使として明に派遣されていたが、李凡は偶然にもこの事實を北京で知ることになる。當時の事情は、翌年の中宗二四年五月に陳慰使李凡から届いた書狀に詳しい。⁽¹³⁾

其の書狀の略に曰く、「臣北方に到るや、大明會典重修の奇を聞き、本國の宗系修改せるや否やを探問せんと、宗系冒録の由を略述す。乃ち會同館上馬宴の日に情由を詮^{そま}え達^{とど}くるに、尙書初め則ち曰く、『國王更に奏せる後、議して之を爲すべし』と。更に郎官に言えば、則ち曰く、『此の呈文、事は私に涉り、此に憑^よりて公事と爲すべきこと難し。通政司に呈して來るべし』と云えり。翌日、即ち通政司に呈し、呈を禮部に轉ず。親しく自ら陳情せば、則ち曰く、『事若し分明ならざれば、則ち更に奏請を爲せ。今は此の通狀に據り、並びに前項の改正を請うを准せる敕旨を謄し、該司に移して修改するのみ。其れ留待すること勿くして還るが可なり』と。郎中等の處、親しく進みて更に稟^{もう}せば、則ち一つの如く答え説けり。又、下直の日に亦曰く、『已に修改せしむるに、疑うこと勿くして歸れ。會典若し修纂して印出せば、則ち當に之を見るべし』と、丁寧に言説す』と云えり。〔中宗實錄〕卷六五、二四年五月辛酉〔二七日〕條、李芄書狀〕

嘉靖八年四月中旬の『明實錄』には「朝鮮國使臣禮曹參判李芄等十八人を宴す。禮部尙書李時に命じて待せしむ」とあるから、李芄一行が『大明會典』改修との朗報に接したのはまさに北京滞在中の四月中頃のことであろう。そこで李芄は、朝鮮の宗系が『大明會典』に誤って記録された事情をあらかじめ略述しておき、北京の會同館にて催された上馬宴の際に禮部尙書に宗系改正を要請した。會同館は四夷の朝貢使節のための宿泊施設であり、朝鮮使節は南館の玉河館にて接待儀禮をうけるのが慣例であった。⁽¹⁵⁾ 禮部尙書李時は、朝鮮國王が再度宗系改正を奏請すれば明政府で議論することになろうと回答したが、ここで問題が生じた。郎官によれば、今回の李芄の要請は私的なことであって、公事としては取りあげがたいため、上奏文の受理と奏聞を掌る通政使司に上申してはどうかという。たしかに李芄は陳慰使として入明した使節であり、宗系改正の奏請任務を帯びて北京に來たわけではない。郎官の助言を得た李芄は上馬宴の翌日、通政使司に上申し、その内容は禮部に轉送されることになる。李芄は直接、あらためて朝鮮より奏請使を派遣する意志があると陳情したところ、改正を許可した前回の敕書を謄寫して擔當官廳に送るゆえ、このまま北京に滞留することなく本國朝鮮に戻るがよい、

とのことであつた。郎中の回答もまた同様であり、李凡が下直つまり朝鮮へ歸國する日にも「已に修改せしむるに、疑うこと勿くして歸れ。會典若し修纂して印出せば、則ち當に之を見るべし」と明言したという。

中宗が李凡の報告を喜んだことはいうまでもない。李凡を陳慰使ではなく宗系辨誣奏請使として派遣しておれば、事態は好轉していたかも知れない、と中宗は悔やんだほどである。「幸い禮部尙書寛厚の人なり。故に其の言を聞きて、其の請に従わんと欲す」というのであれば、なおさらであらう。⁽¹⁶⁾とはいえ、『大明會典』の編纂事業と宗系改正については今後も豫斷を許さないため、中宗は李凡の書狀を外交文書の專掌機關である承文院の官員に回し、あわせて大臣に意見を求めるよう指示した。

その直後、赴京の途中にあつた聖節使柳溥⁽¹⁷⁾は朝中間の國境に近い平安道義州にて李凡に出會い、この事實を知るや義州にとどまる。柳溥と李凡が顔をあわせたのは義州の義順館（義順驛）であらう。義順館が明使と遣明使を迎接・接待するための驛站であることはいうまでもない。⁽¹⁸⁾そこで柳溥は太祖李成桂と李仁任の系譜、ならびに前回の南袞による奏請文書の謄寫本を届けてくれるよう、書狀を朝鮮政府に送つた。⁽¹⁹⁾このまま柳溥が北京に赴いて朝鮮王室の系譜を問われた場合、禮部に對して詳細に回答する準備が整っていなかったからである。これに對する領議政鄭光弼以下、議政府三議政の三公の論議が次に示す記録である。

領議政鄭光弼議すらく、「宗系改正の事、前日の奏請文書、謄書して下送せば、則ち璿源宗系及び李仁任の族系は、必ずしも書き送らざれども自然詳せん」と。左議政沈貞議すらく、「此れ乃ち國家の大事なるに、改正するを已むを得ず。聖節使、命を待つが至つて善たり。中朝、若し已に改むれば則ち好し。如し或いは改めざれば、則ち其の事の首末を知りて之を爲さざるべからず。李仁任の族系辨明の事、前日南袞奏請の文書に盡くせり。當に急速謄書し、下送すべき所なり。且つ南袞奏請の時、書を禮部に呈す。其の書并せて考え、謄送するが當たり」と。右議政李荇の議、光弼の議と同じくす。其の議を政院に下して曰く、「今議啓の意を見るに、大同小異なり。若し已に改正せば則

ち已む。如し或いは未だ改めざれば、則ち其れ此の議及び南袞奏請の文書を以て、并せて速やかに贈送せよ。且つ改むると改めざるとは、會典を見るを須^ナちて、然る後之を知る。會典貿易の價布も亦并せて下送せよ」と。〔中宗實錄〕卷六五、二四年六月乙丑〔二日〕條)

議政府の意見は大同小異であつた。領議政鄭光弼は、前回中宗一三年の南袞による奏請文書を謄寫して送れば、かならずしも朝鮮王室の宗系と李仁任の系譜を送る必要はなく、明政府はおのずと事實關係を知るのであらうと發言し、右議政李荇も同意する。一方、左議政沈貞は、この問題は王朝國家の大事であるゆゑ、聖節使柳溥に義州にて王命を待たせるのがよい、という。すでに『大明會典』が改正されておればよいが、もし改正されていないのであれば、その首尾を知る必要がある。李仁任の系譜に關しては南袞の奏請文書を早急に送り、また禮部に宛てた上書も残つていようから、これもあわせて謄寫のうゑ義州に送るべきであらう、と沈貞は主張する。この三公の議啓に對して中宗は、南袞による奏請文書をすみやかに謄寫して送付するよう裁可を下した。また、宗系改正の眞偽は『大明會典』をみれば確認できることから、中宗はこの膨大な國政總覽を購入するために必要な價布もあわせて送りとどけるよう命じている。

(2) 奏請使派遣論の撤回

では、六月二日の論議をもつて朝鮮政府の對應策がすぐさま一致したのかといえは、ことはそう簡單ではなかつた。翌日の六月三日に陳慰使李芑が北京より戻り、御前にて宗系改正の狀況を報告したところ、中宗自身が「若し奏請の勢い有らば、則ち此の機會に乗じて改むるを請うは何如」と、奏請使派遣論を蒸し返したからである。これに對して鄭光弼は、奏請使の派遣それ自體に反對しているわけではなく、從來の明政府の對應を勘案すれば、いま奏請使を派遣したところできしたる效果を得ることはできないと強調する。⁽²¹⁾ そのうゑ當時、朝鮮半島は早魃に見舞われており、國內の早魃對策を優先する必要に迫られていたことから、政府中樞では奏請使派遣不要論が大勢を占めた。ただ、鄭光弼が「外議、亦當に奏

請（使）を遣わすべきを言う者有り」と發言したように、奏請使派遣論者がいたことも事實である。たとえば弘文館副提學俞汝霖らは、『大明會典』改撰のこの機會に宗系改正を極力陳情するよう中宗に願ひ出た。⁽²²⁾ 奏請使を派遣することなく聖節使あるいは正朝使に陳情させた場合、たんなる「陪臣の私請」として明政府に輕んじられることになりかねない。つまり、奏請使ではなく通常の遣明使節に宗系改正を託すようでは、明政府にこの問題の重要性を示すことにはならないという。そのうえ司諫院もまた、大臣クラスの高官を奏請使として明に派遣し、かつての奏請使南袞（赴京時に從一品の議政府左贊成を拜命）のように誠心誠意陳情すべきことを中宗に上奏した。⁽²³⁾ 中宗は本來、奏請使を明に派遣すべしと考えていたため、言官たる弘文館と司諫院の上奏をうけた中宗はまたもや奏請使派遣の可否を大臣に議論するよう命じることになる。

にもかかわらず、朝鮮政府はあらためて明に奏請使を派遣するという方法をとることはなかった。いま奏請使を明に派遣すればその途中で聖節使柳溥の一行に出會い、宗系改正の結果を知ることになるであろうし、いまだ改正されていないにせよ、いずれ派遣する正朝使が禮部に宗系改正を要請すればよい、と議政府高官は考えていたからである。⁽²⁴⁾ 今回、中宗の命をうけた領議政鄭光弼以下の三公は再度協議を重ねたが、「其れ當に使を遣わして奏請すべからず。更に他議無し」との意見で一致している。⁽²⁵⁾ 弘文館と司諫院の奏請使派遣論はもつともな意見であり、かつて三公もそう考えてはいた。とはいえ、わが國朝鮮の史書でさえ改訂事業は簡単なことではない。まして一五〇年間餘りの時間が経過したいま、われわれがうまく中國政府に辨明して『大明會典』の改訂にこぎ着けるとは考えがたいという。このとき中宗は、『大明會典』の改訂事業着手という絶好の機會を斷じて逃すべきではなく、「決して奏請使を遣わさざるべからざるなり」と頑なに反論した。『大明會典』に刻まれた宗系の誤りと高麗王氏殺害という「不美の言」は、臺諫と侍從のみならず、朝鮮王朝を統べる中宗にとっては痛憤の極みであつた。

ところが、中宗はすぐさま奏請使派遣論を撤回する意向を示唆した。外交文書の作成と保管を管掌する承文院から思い

がない文書が発見されたからである。

禮部の彈章を政院に下して曰く、「奏請使は上下の議定まり、當に之を發送すべし。而れども予は幸い、其れ前者奏請の後、禮部の移咨して彈章之れ有るを慮る。故に承文院をして搜し入らしめて之を見れば、則ち果たして奏請を以て非と爲して移咨するの事なり。此れ亦忽^{ゆるが}せにして察せざるべからざるなり。今李芄、禮部に呈文して丁寧に改むるを許すと雖も、言論を持つ者、若し彈章の事有らば、則ち其れ肯て改むるを許さんや。且つ正德皇帝、聖旨有りて改むるを許すと雖も、然れども今去る奏請使「尹殷輔」言えらく、『祖訓、改め難きの事有りと聞けり』と。且つ李芄の啓する所を聞くに、『正德皇帝の事、今の皇帝は舉行を樂^{よろこ}まず』と云えり。今奏請使、當に入送すべし。但だ李芄の呈文を以て之を改むれば、則ち已む。若し之を改めざれば、則ち聖節使も亦必ず呈文せよ。而れども又使を遣わして奏請し、中原幸い我が國を非^そるの議有らば、則ち此の事何如。呈文は使臣私かに爲すの事、奏請使は國王遣送の事なり。今若し奏請して前日の如く彈章を之れ爲さば、則ちむしろ難からんや。奏請使を以て入送すべからずと爲すに非ざるなり。予の意是の如し。其れ大臣に問え」と。(『中宗實錄』卷六五、二四年六月壬申「九日」條)(史料中の「」内は割註、以下同じ)

まず第一に問題となつたのは、中宗が承政院に示した「禮部の彈章」である。「彈章」とは彈劾書を意味する。⁽²⁶⁾『大明會典』所載の『皇明祖訓』の件はしばらく待てと朝鮮側に傳達したにもかかわらず、明使に假託して來朝した金義・陳浩に賄賂を渡して改正を要求しており、今後は臣下としての本分をわきまえて行動せよ、というのが彈章の概要である。⁽²⁷⁾これより八年前の中宗一十六年に遼東鎮撫洪恩の一行が朝鮮にもたらした禮部の咨文であり、本國の明で彈劾された金義と陳浩の強制歸國、ならびに採女採宦(處女と宦官の進獻)の停止を命じるものであった。⁽²⁸⁾採女採宦の敕書をもたらした金義と陳浩は、かつて朝鮮が明に宦官として獻上した朝鮮人である。⁽²⁹⁾そのため正使金義(定州の人)の義弟に瓦屋根の家屋を造給し、副使陳浩(羅州の人)に對しては父母の墳墓を修築するよう命じたうえ、彼らの親族のほか平安道定州と全羅道羅州

の官員に加資している。⁽³⁰⁾「天使」として朝鮮に舞い戻った彼らを朝鮮政府が厚遇したことは疑いない。當時、左議政南袞は正使より『聖人圖』一軸と『說文解字』一件を、副使より香藥・焦布(芭蕉布)・胸背などを個人的に受け取っているが、⁽³¹⁾彼らと『大明會典』の改正について交渉した形跡はいまのところみあたらない。とはいえ、禮部との交渉過程でこの彈章を持ち出されるようであれば、宗系改正の許可を得ることは困難となる。

第二に、正徳帝による改正の聖旨については承知していたものの、朝鮮側としては不安材料も少なからずあった。かつて中宗一六年に採女採宦の免除を奏請すべく北京に赴いた經驗のある尹殷輔⁽³²⁾は、『皇明祖訓』の改正が難しいとの情報をすでに入手しており、このたび歸國したばかりの陳慰使李芄にいたっては「正徳皇帝の事、今の皇帝は舉行を樂まず」と報告していた。こうした状況のもとで奏請使を派遣したとしても、明政府内でわが國を非難する論議が生じることにでもなれば、外交交渉に支障をきたす。禮部への呈文は皇帝の陪臣たる朝鮮使節が私的になすことであり、奏請使は朝鮮國王が派遣する使節である以上、中宗はいよいよ奏請使派遣の可否を決めかねるようになる。

最終的に柳溥には宗系改正を強く要求させず、また正朝使も通常どおり派遣して奏請使としての役割を兼務させないことで、朝鮮政府の論議はようやく決着した。⁽³³⁾

三 聖節使柳溥と正朝使朴光榮の外交交渉

(1) 『明實錄』にみる宗系改正の事情

さて、國境の義州から帝都北京に入った聖節使柳溥は中宗二十四年八月一〇日に嘉靖帝の聖節を祝い、⁽³⁴⁾ついで宗系改正を禮部に要請した。當時の『明實錄』は宗系辨誣問題に關して詳細かつ具體的な記録を残している。そこでその全文を以下に掲げよう。

朝鮮國陪臣吏曹參判柳溥等呈して言わく、「本國の祖李旦は李仁任の後に係らず。而れども皇明祖訓及び大明會典の載する所は、俱に仁任に屬す。已に永樂及び正徳の間に改正を奏請し、俱に兪允を蒙るも、今に迄ぶも尙お未だ行われず。今幸い會典を重修するに遇う。乞うらくは改正を爲されんことを」と。禮部以て請うに、上之を許し、詔して史館に開送し纂輯せしむ。陳ぶる所の建國本末に據るに言わく、「旦、初名は成桂、其の先は本國全州の人なり。二十八世祖翰、新羅に仕えて司空と爲る。新羅亡び、翰の六世孫兢休、高麗に入る。十三世孫安社、元に仕えて南京五千戸所の達魯花赤と爲り、世よ其の職を襲う。元の季兵興^{すえ}き、安社の曾孫子春、男成桂と地を避けて東還す。至正辛丑、高麗恭愍王の十年に當たるに、紅巾賊二十萬の衆入境すること有り。成桂兵を領べ、賊を勦^きりて功有り、武班の職事を授かるも、時に尙お未だ名を知られず。恭愍は嗣無く、陰かに寵臣辛旽の子禍^{やしな}を畜^{もち}いて己が子と爲すも、晩多く躁暴たりて、嬖臣洪倫・内豎崔萬生等の弑する所と爲る。權臣李仁任、倫・萬生を市に車裂し、禍を立てて嗣と爲す。其の子昌世子と爲り、禍十六年、成桂を擢^たびて門下侍中と爲す。時に禍、將を遣わして遼東を犯す。成桂副將と爲り、行きて鴨綠江に至るも、諸將と宜しく罪を上國に得べからざるを議し、乃ち還る。禍懼れて位を昌に遜り、昌は洪武二十二年の宣諭を以て、姓を偽るを以て黜けらる。而る後、王氏の裔定昌君瑤、國事を主り、仁任は罪して外に竄^{はな}たる。既に王瑤も又不義なり。國人憤怨し、乃ち共に瑤を廢して成桂を推し立てり。成桂、命を太祖高皇帝に請うに、乃ち命じて成桂を王と爲し、國號を朝鮮とす。名を旦と改む」と云えり。〔明世宗實錄〕卷一〇四、嘉靖八年八月壬午〔一九日〕條。

柳溥による上申書の内容はこうである。『皇明祖訓』と『大明會典』には太祖李成桂が李仁任の嗣子であるとの誤解が記されているため、かつて永樂・正徳年間（太宗三年と中宗一三年）にその改正を要請して皇帝の允許を得たものの、いまだ改正にいたっていない。しかし、今回はくだんの『大明會典』を改修するというので、あらためてここに宗系の改正を要請する、というものである。そこで禮部がこの朝鮮側の要請を皇帝に上奏したところ、嘉靖帝はこれを許可して史館

（國史編修官廳である翰林院）に送り、李成桂の朝鮮建國にいたる顛末を編修することとなった。

史館の編修により『明實錄』に採録された朝鮮建國始末は詳細である。李成桂の宗系については「其の先は本國全州の人なり」とみえ、本貫が全州であることから説き起す。前半部の記録にみるとおり、始祖李翰はかつて新羅に仕えて司空となり、六世孫の李兢休は高麗に仕えた。その一三世孫李安社（穆祖）は元に仕えて南京（のちの漢城）五千戸所の達魯花赤（行政長官）となり、元末の兵亂のなか曾孫の李子春（桓祖）そして李成桂にいたる系譜を略記する。後半部の記録では、高麗恭愍王一〇年（一三六一）に發生した紅巾軍の侵入以降、李成桂が威化島の回軍（一三八八年）をへて朝鮮王朝を建國するまでの足取りを簡潔に記す。とりわけ恭愍王の死因については、「嬖臣洪倫・内豎崔萬生等の弑する所と爲る。權臣李仁任、倫・萬生を市に車裂し」たとして、李成桂が恭愍王殺害事件に關與していないことを明記する。むしろ、王氏をいつわった辛禡と辛昌が玉座から轉落し、王氏の末裔たる瑤（恭讓王）も國人によつて廢位に迫り込まれたとして、李成桂の王位推戴を正當化する。直接的な表現ではないが、「李仁人及び子李成桂」が「王氏四王を弑す」と記録した『大明會典』に對する辨明である。この點は注目してよからう。高麗末期の政局に對する洪武帝の不信感⁽³⁵⁾は、ここにひとまず拂拭されたことになる。中宗年間における宗系改正の事情が『明實錄』に採録されるのは南袞の奏請⁽³⁶⁾について二度目であり、今回の聖節使柳溥による奏請は南袞に匹敵する成果をあげたと評價すべきであらう。

そこで柳溥は先來通事を本國朝鮮に送り、李成桂の宗系が明で編輯作業に入つたことを報告した。ただし、一ヶ月後の中宗二十四年九月下旬に届いたその書狀を見ると、柳溥は嘉靖帝の敕書を正式に得ていないことが判明する。

聖節使柳溥・進賀使李菡等の先來通事權楨連等、入り來る。其の書狀に曰く、「臣等入京して禮部に進み、先ず郎中に告げて曰く、『會典誤りて本國の事を載するに兩件有り、宗系・惡名是なり。前者毛尙書、謂う所の兩件の事を將て、明白に題准するも、俺等未だ來稟を知らず』と。郎中答えて曰く、『兩件の事、俱に先朝の聖旨有り。皆當に改正すべし。疑うこと勿かれ』と。又尙書に告ぐるに、其の言も亦郎中の道う所の如し。臣等再三告げ稟して曰く、

『此の如き冒瀆、固より罪有るを知る。事は君父に關し、自ら止むこと能わす』と。尙書答えて曰く、『當に盡く改むべし。疑うこと勿かれ』と。且つ曰く、『聖節日迫り、本部多事なり。十二・三日を^あ俟ちて、當に題奏すべし』と。其の後、臣等禮部に進み、先ず該司に謁して題本發落せるかを問うに、郎中曰く、『其の題本已に下る。爾等が謂う所の兩件の事、已に盡く改めせしむ』と。臣等、因りて敕を降し以て本國に諭^うげんことを請うに、答えて曰く、『爾が國王、奏有らば則ち當に敕有るべし』。咨有らば則ち當に咨有るべし。今は唯だ陪臣の呈を以て而して本部題して允准を蒙るは、爾等に於いても亦已^{はな}だ多とせん。復た何ぞ敕と咨とに至らんや』と。又尙書に告ぐるに、答えて曰く、『爾等聖旨を膽し以て去け。當に爾が國の謝恩使を待ちて、然る後、方めて移咨^{はじ}して報ずべし』と。臣等再三之を稟すに、答えて曰く、『當に聖旨を以て主と爲すべし。當に皆改正すべし。疑うこと勿かれ』と云えり』と。政院に傳して曰く、『今書狀を見るに、宗系改正の事、請を得ると爲すに似たり。此れ甚だ喜慶の事なり。禮部の意、當に我が國をして謝恩使を入送せしむべし、と云えり。定改せるや否やを知らずと雖も、而れども既に聖旨を奉れば、則ち謝恩使尙お入遣すべけんや。此の意もて即ち政府堂上を招き、會議して以て啓せよ』と。(後略) (『中宗實錄』卷六六、二四年九月庚申〔二八日〕條)

柳溥一行は入明後ただちに禮部へ出向き、宗系と惡名の二件の改正を求める外交交渉に入った。郎中は「兩件の事、俱に先朝の聖旨有り。皆な當に改正すべし。疑うこと勿かれ」と回答したものの、聖節を目前に控えた禮部は多忙を極めており、その對應もはかばかしくなかつた。このとき柳溥が宗系改正の敕書を得ることができなかったのは、柳溥はあくまで聖節使として入明したのであつて、朝鮮國王中宗が奏請使として派遣した使節ではなかつたからであらう。つまり禮部の立場としては、朝鮮國王が奏請すれば皇帝も敕書を下し、咨文に對しては咨文で回答すべきところである。今回はただ機轉を利かせた聖節使の呈文により八月一九日に禮部が皇帝の許可を得たのであるから、もはや敕書も咨文も送る必要はなからうという。明の皇帝より冊封をうけた朝鮮國王が、ほぼ同列の禮部とのあいだで「咨」とよばれる外交文書を往復

する關係にあつたことはいうまでもない。⁽³⁷⁾ 結果論ではあるが、中宗は當初の考えどおり奏請使を派遣すべきであつたのかも知れない。柳溥は再三禮部尙書に上申ししたが、「當に聖旨を以て主と爲すべし。當に皆な改正すべし。疑うこと勿かれ」と、その回答に進展はなかつた。ただし、禮部尙書は朝鮮からの謝恩使を待ち、追つて咨文により報告するとも發言している。そのため朝鮮政府としては、明に謝恩使を派遣すべきか否かが今後の論議の争點となる。

朝鮮政府の對應は迅速であつた。柳溥の報告が入つた翌日の九月二十九日には、謝恩使は『大明會典』の完成を待ち、宗系改正を確認したうえで派遣することに決定した。柳溥の書狀によれば『大明會典』の改正はまちがいないようではあるが、謝恩使の派遣は『大明會典』の改訂版を確認してからでも遅くはない、というのが領議政鄭光弼以下、議政府高官の意見であつた。また、明政府ではいわゆる「大禮の議」（嘉靖帝の生父問題）をめぐる政争のなかで擡頭した閣老張璁（『嘉靖會典』編纂の總裁のひとり）と禮部尙書李時が「大奸」と批判されているという「朝廷の擾亂」の情報も入っており、しばらく明の政治動向をみる必要があつた。⁽³⁸⁾ そのうえ、すでに一週間前の九月二〇日には工曹參判（從二品）朴光榮を正朝使として明に派遣して⁽³⁹⁾ おり、この正朝使によつて宗系改正の結果が報告されることを朝鮮政府は期待していたのである。九月末になると中宗は「爾が國王、奏有らば則ち當に敕有るべし。咨有らば則ち當に咨有るべし」との禮部の回答を思ひかえし、謝恩使派遣の再考を促したが、いまは動搖することなく明年の正朝使の歸國を待つて對處しましょう、と鄭光弼は中宗を説得している。⁽⁴⁰⁾ 中宗は正朝使の派遣に先立ち、萬一敕書が下つた場合のことを想定して「上國の使臣、海外の國に出送するは、其の慶莫大なり、と云うが可なり」と正朝使に命じていたほどであるから、⁽⁴¹⁾ いっそのこと正朝使ではなく奏請使を派遣すべきであつた、と後悔したのではあるまいか。

その後、聖節使柳溥の一行は中宗二十四年一〇月下旬に昌德宮の宣政殿にて歸國報告を行った。このとき柳溥は、『大明會典』の巻帙が膨大であり、いまだ刊行作業を終えていないため確認はできていないが、禮部の題本（公事の上奏文）ならびに聖旨はすでに史館に送られており、太祖李成桂の宗系はまもなく改正されるであろう、と報告する。しかし中宗は、

改正の眞偽は現時點では確認できず、また宗系改正の敕書もないため謝恩使の派遣は適切ではないという大臣の意見を柳溥に傳えた。⁽⁴²⁾ 政府中樞の對應はすでに柳溥の歸國以前に決定しており、中宗が直接柳溥の歸國報告に接したところで政府の考えが變わることはなかったのである。柳溥一行が歸國した翌日、左議政沈貞と右議政李沆は「臣等意^やうに、宗系改正の事は新撰會典の頒降を須^す待ち、當に更に謝恩を商議すべし」と上奏し、中宗の裁可を得た。⁽⁴³⁾

(2) 『嘉靖會典』の編纂方針

一方、正朝使朴光榮ら三二人の使節團は年末の一二月下旬には北京に到着して馬匹と方物を獻上し、朝鮮國陪臣として翌年の正朝をつつがなく祝った。⁽⁴⁴⁾ むろん、この年嘉靖九年（中宗二五、一五三〇）正月上旬に嘉靖帝は都城の南郊にある大祀殿にて天地をあわせ祀る國家儀禮を舉行しており、紫禁城の奉天殿で催された酒宴に彼らは「四夷の朝使」の一行として參席したことであろう。⁽⁴⁵⁾

その朴光榮は翌年の中宗二五年三月に歸國し、宣政殿にて復命報告を行った。⁽⁴⁶⁾ 朴光榮は事前に柳溥より「既に已に改正せり」と聞いてはいたが、實際に北京に到着してみると、内閣や史館の官員と直接交渉することは困難であった。主客司の主事は朴光榮の一行が宿泊する北京皇城内の會同館（玉河館）におり、常時文臣が出入りを取り締まっていたからである。そこで北京到着後の最初の公式行事である下馬宴の際に、禮部尙書に直接宗系改正の件を問うた。すると禮部尙書は、「改正の事、聖旨已に下るに、其れ何ぞ改正せざるや。汝等其れ疑うこと勿かれ。但だ大明會典、時に未だ修正を畢えず。故に今未だ成書せざるのみ」と回答したという。「況や汝が國は乃ち禮義の邦なり。朝廷の之を待すること、亦尋常に非ず」と前置きしたうえでの回答であったから、禮部の厚意も推しはかるべきであろう。だが朴光榮はこれに満足せず、會同館の通事序班を通して情報収集したところ、以下のごとき意外な事實が判明した。

（前略）光榮曰く、「（中略）臣等的實の言を聞かんと欲するも、内閣・史館の官に見ゆるを得ざるに、未だ詳らかに

之を問うこと能わざるのみ。序班・下吏等の族親に内閣書寫の任に干る者有りて、其の改正せるや否やを問えば、則ち曰く、『未だ詳知すること能わず。今方に修撰せんとするに、當に聞見して來り言うべし』と。厥の後、更に問わば則ち曰く、『何ぞ疑うこと有らんや。但だ前の宗系・惡名等の事は全く改正せず。只だ其の下に注を添え、（某某年、奏請改正事、聖旨云云）と曰うのみ。此の如く之を書せども、總裁官時に未だ之を見ざるに、故に未だ成書を得ず』と。此れも亦傳聞の説なるに、何を以て信を取らん』と。上曰く、『今聖旨を以て注を添えて之を書さば、則ち前に書したる惡名等の事は必ず削り去らず』と。光榮曰く、『會典時に未だ修を畢えざるに、故に聖旨を以て注を其の下に添う。若し修を畢わるの時なれば、則ち總裁官は當に更に考えて磨勘し、而して之を爲るべし。何ぞ疑うこと有らんや、と云えり。禮部尙書は常に非ざるの人なり。若し當に改正すべきの事にあらざれば、則ち何を以て此の如く分明に之を言わんや。序班及び書寫の人、皆添注の事を言うに、臣等、謄書許給の事を以て之を請わば、則ち曰く、『總裁官時に未だ之を見ず。我輩何を以て擅に自ら書し示さん』』と。（『中宗實錄』卷六七、二五年三月壬子「三二

日」條）

正朝使朴光榮の復命報告によれば、『正德會典』の宗系に關する記述は削除されることなく、ただ朝鮮からの奏請文と明皇帝の聖旨を註記する、というのである。ただし、これもまた傳聞のゆえ信じがたいと朴光榮は報告したものの、中宗は「今聖旨を以て注を添えて之を書さば、則ち前に書したる惡名等の事は必ず削り去らず」と不安をみせた。もちろん、明皇帝による聖旨の註記にとどまったか否かは改訂版『大明會典』の完成を待つほかなく、編纂を完了する際に總裁官が再考する可能性もまた残されていよう。朴光榮は序班に『大明會典』の註記の箇所を筆寫するようお願い出たが、總裁官さへ未見のゆえ許可されなかった。そして後日、聖旨の註記が事實であつたことが明らかとなる。すなわち、宣祖二十一年（一五八八）に朝鮮に頒賜された『萬曆會典』では朝中間で問題となつた「朝鮮國」に關する條文はまったく改正されておらず、朝鮮側の辨明の次第と李成桂の宗系全文が附録されているにすぎない。⁽⁴⁷⁾となれば、李成桂の宗系に關する記述を

削除しないという明側の處置は、すでに五〇年前の中宗二五年の時點で決定していたものと推測される。

四 交渉戰略の轉換

もはや朝鮮側としては、改訂版『正德會典』の完成を待つほか手だてはなかった。そこで今後、朝鮮政府はとくに宗系改正を要請する奏請使を明に派遣することはず、定期的に派遣する遣明使節に確認させるよう外交交渉の方針を轉換した。ひとまず聖節使に『大明會典』の改修を確認するよう命じておけば、聖節使が朝鮮への歸途につく際には當然、朝貢ルート上で正朝使と出會うことになる。前年の夏、聖節使柳溥が國境の義州にて陳慰使李凡より『大明會典』改修の情報を得たことを想起されたい。そこで今回は、赴京中に宗系改正の情報に接した場合、聖節使と正朝使が協議して對處することとし、中宗はこの件を禮曹と正朝使吳世翰に周知させるよう命じている。⁽⁴⁸⁾ また、事大政策の重要性にかんがみて、赴京する使節には西班牙(武官)といえども實職を授けることに決定した。⁽⁴⁹⁾ その結果、閑職の中樞府同知事(從二品)であつた吳世翰は工曹參判を授かつている。⁽⁵⁰⁾ ちなみに、のち中宗二六年三月に禮部から届いた咨文により、正朝使を廢止して冬至使が新設されるため、⁽⁵¹⁾ 吳世翰は朝鮮政府が明に派遣した最後の正朝使となる。

さて、聖節使趙邦彦は宗系改正に關する情報を入手することはできなかったが、⁽⁵²⁾ 中宗二六年四月に北京より漢城に戻つた正朝使吳世翰は禮部尙書の「聖節使入來の時、頒降に及ぶべし」との回答を報告する。⁽⁵³⁾ 『大明會典』の編纂は禮部ではなく内閣が管掌しているため、頒布の時期は承知していないが、禮部はすでに宗系改正の公文書を翰林院に送付済みであつたという。「大明會典、印を畢えるに庶幾^{ちか}し。聖節使入來せば、見るを得るに及ぶに似たり」との報告に接した中宗は、「宗系若し改正を獲れば、我が國の慶、孰れか此より大ならん」と歡喜し、上國たる明の降敕に期待した。⁽⁵⁴⁾ おりしも來月には聖節使潘碩枰の派遣を控えていたため、聖節使の北京滞在中に敕書が下つた場合、その場で聖節使が敕書を受け取るのか、あるいは明使が朝鮮に届けるのかについては禮部の意向にしたがうよう、禮曹に指示を出している。中宗が聖節使

の歸國報告を待ち望んだであろうことは、想像にかたくない。こうしてこの年六月上旬に漢城を出發した聖節使潘碩⁽⁵⁵⁾は、五ヶ月後の十一月に歸國して宗系改正の状況を報告した。しかし、「大明會典内の濬源宗系改正の事、禮部は已に曾て聖旨を奉り、史官に送付せり」との報告にとどまり、さしたる進展をみせていない。⁽⁵⁶⁾

明けて中宗二十七年五月の聖節使方輪の派遣に際しても、中宗は『大明會典』の改正と刊行の状況を子細に見聞してくるよう、拜表の日に景福宮勤政殿にてみずから指示した。拜表とは朝鮮國王が明に派遣する使節に外交文書である表を授け、正門の勤政門まで見送る王朝國家儀禮である。このときも中宗は宗系改正の敕書が下った場合のことを想定し、「此より前、陪臣持ち去るの例無し。若し天朝、使を遣わして降敕せば、則ち安くんぞ此の如き大慶の事有らん。當に禮部の指揮に従いて之を爲すべし、と云うが可なり」と、具體的な回答例を聖節使方輪に示している。⁽⁵⁸⁾ 中宗のはやる心情を伝える記録であるが、これより五ヶ月後、聖節使が宗系改正に關する朗報を持ち歸ることはなかった。⁽⁵⁹⁾

こうした宗系改正をめぐる朝中間の膠着状態を、儀禮と外交を管掌する禮曹が憂慮していたことはいうまでもない。次に掲げる中宗二十八年五月の實錄記事がそうである。

禮曹啓して曰く、「前者、大明會典貿易の價物及び人情の物件、行毎に給付す。而れども行毎の使臣皆以爲えらく、『時に未だ開刊せざるに、貿來するを得ず』と云えり。此の事已に久しく、使臣或いは詳らかに聞見するに勉めざるを恐るるなり。請うらくは、今聖節使南孝義赴京の時に各別に之を言わんことを。(中略)」と。傳して曰く、「大明會典は則ち前者赴京の使臣、禮部に問うに、毎に以爲えらく、『事務浩繁にして、時に未だ開刊せず』と云えり。今強いて求貿を爲すべからざるなり。(中略)」と。『中宗實錄』卷七四、二八年五月乙巳「三日」條

これまで朝鮮政府は『大明會典』の宗系改正を確認すべく、遣明使節に對しては『大明會典』の購入資金はもちろんのこと、明政府の官吏に手渡す「人情」(禮物)まで給付していた。ところが北京より歸國した使節は、『大明會典』未刊行につき購入不可、と繰り返すばかりである。この對明外交交渉もいまや長期化しており、遣明使節が『大明會典』の刊行

状況を注視していないのでないか、との懸念もあったに相違ない。そのため禮曹は今回、聖節使南孝義を赴京させるあたつてはこの件を格別に強調しておくよう、中宗に進言した。禮曹と同じく中宗も、事務繁雜につき刊行遅延との復命報告をこれまでいくたび聞いたことであろう。ただ、『大明會典』の購入に關しては無理強いしないよう禮曹に回答した。そして翌日、中樞府知事（正三品）南孝義はさきの正朝使吳世翰と同じく工曹參判を拜命し、聖節使として北京に向けて出發する。⁽⁶⁰⁾

五 聖節使南孝義による『嘉靖會典』『正本』の確認

事態が好轉の兆しをみせたのは中宗二八年一〇月のことである。聖節使南孝義が通事柳秀潢を送り、印刷豫定の『大明會典』の「正本」を北京にて確認した、と報告してきた。

政院に傳して曰く、「先來通事をして中原聞見の事、後に從いて書啓せしめ、大明會典の改まるや否や、先ず問いて以て啓せよ。（中略）」と。政院、通事柳秀潢の言を以て啓して曰く、「大明會典、序班賀璘來りて言うに、『已に改正す』と云えり。仍りて半張の紙を以て、書し來りて之を示す。然れども此を以て其の實なるや否やを知るべからず。故に更に文憑を驗すべけんことを請うに、又將に印せんとする正本を以て來り示す。故に持ち來りて以て啓す。（中略）」と。（『中宗實錄』卷七六、二八年一〇月癸酉〔四日〕條）

五ヶ月前の禮曹の進言が功を奏したのであろうか。先來通事の報告をうけて承政院が上奏したところによれば、聖節使の北京滞在中に序班夏麟が「將に印せんとする正本を以て來りて示す」という厚遇にあずかった。ただし、序班が示したという『大明會典』の「正本」は草本にすぎなかった可能性もありうる。「嘉靖續修會典」が完成するのはこれより一六年後の嘉靖二八年（明宗四、一五四九）のことであり、この時點ではいまだ編纂事業を終えていないからである。それにしても、明の官吏がいまだ刊行されていない改訂版『大明會典』の「正本」を、「蕃國」からの使節に提示するということ

がありうるものであろうか。この疑問は、後述する聖節使南孝義の復命報告によって氷解することになる。

ともあれ、序班の厚意によって聖節使が改訂版『大明會典』の「正本」を確認した以上、事大政策を掲げる朝鮮政府としては謝恩使を派遣すべきか否かが問題となる。ただし、先來通事を持ち歸つたという「正本」は實のところ「只だ片楮もて書し來る」ものにすぎず、そのため今回もまた『大明會典』の刊行を待つて謝恩使を派遣することとなった。⁽⁶¹⁾ 大任を果たした聖節使南孝義は一月上旬に漢城に戻ったが、彼は北京よりいく通かの「求請書簡」をひそかに朝鮮政府に届けている。

聖節使南孝義、符驗を以て還入し、又中朝に得る所の求請書簡もて入啓す。(中略) 又二簡を以て入啓す。其の一、我が朝宗系の事聞見せる時、用うる所の人情物件記録の簡なり。(中略) 又一簡を以て啓して曰く、「此れ則ち宗系聞見せる時、内閣官贈る處の人情に謝答するの簡なるも、其の名割れ去り、知るを得ざらしむ。還り來る時、強いて之を問はば、乃ち徐富なり」と。又序班等の求請の簡を以て入啓して曰く、「此れ則ち臣還り來る時、序班等求請の簡なり。此れ内閣官の求請なるや、其の間の自己の求請なるやを知らざるなり。大概、宗系改正の功を以て求請を爲す。而れども國家の改むるを許すや否や、則ち未だ的らかに知るべからざるなり。其の人は是を以て簡を爲すに、故に并せて之を啓す。(中略)」と。(『中宗實錄』卷七六、二八年一月壬寅〔四日〕條)

ここにはまず第一に、「我が朝宗系の事を聞見せる時、用うる所の人情物件記録の簡」とあり、おそらく南孝義が宗系改正に關する情報収集のために使った「人情」のリストであろう。となれば、序班が改訂版『大明會典』の「正本」を南孝義に提示したとの事情も容易に理解できよう。第二に南孝義は、内閣の官員が「人情」を受け取ったとの書簡も持ち歸っており、歸國間際にその實名も判明している。この書簡は謝辭を兼ねた、一種の受領證を意味するものと思われる。そして南孝義は第三に、序班らが「求請」した書簡までも朝鮮政府に届けた。その書簡が内閣官員の要求なのか、あるいは序班個人の要求なのかは判然としないが、「大概、宗系改正の功を以て求請を爲す」ものであったことは疑いない。當時、

明政府が宗系改正を許可したのか否か、確實には知り得ないが、王命を奉じて赴京した南孝義としてはこれらの「求請書簡」を持ち歸らざるをえなかったのである。「求請書簡」の具體的な内容は當時の實錄記事には残されていない。しかし、書簡にいう要求は序班夏麟自身のもではなく、内閣官員の要求である、と禮曹は後日報告している⁽⁶²⁾。また禮曹は、朝鮮側としては宗系に關する情報を得るには内閣に要請するほかなく、その際には「贈物」もやむなしと判斷した。ただ、公然と内閣の官員に「贈物」を渡せば問題となろうから、使臣にひそかに贈らせるよう上奏して中宗の裁可を得ている。

こうした朝鮮と明のそれぞれの内部事情を背景に、序班夏麟のほか内閣官員と昵懇であるという禮曹參議尹漑が謝恩使に任命された。むろん、「人情の物もて付送し、私かに請う」との條件つきである⁽⁶⁴⁾。編纂途中にあつた改訂版『大明會典』の「正本」は本來、明政府にとつては機密事項であらうから、朝鮮政府が謝恩使に公文書を持たせた場合、その情報流出の経緯を問われかねない。むしろ内閣の官員に太祖李成桂の宗系を示したうえで、『大明會典』の誤謬を悟らせたほうが得策ではないか、と右議政金謹思が判斷したからである⁽⁶⁵⁾。そればかりか、正使であれば會同館の監視が厳しいゆえ、むしろ尹漑を書狀官に任じて情報を収集させてはどうか、と中宗は考えたほどである⁽⁶⁶⁾。これまで朝中間を往復した遣明使節の復命報告により、北京會同館の嚴重なる監視體制は朝鮮政府のあいだですでに常識となっており、その對應に苦慮していた⁽⁶⁷⁾。

ところが、拜表の日を目前にして尹漑は父の病氣を理由に謝恩使の辭退を承政院に申し入れ、中宗もまたこれを許可せざるをえなかった⁽⁶⁸⁾。そこで急遽、中宗二九年閏二月に柳潤徳が謝恩使として明に派遣されることとなる⁽⁶⁹⁾。序班と親しい尹漑が出國できない以上、もはや『嘉靖會典』「正本」の提示に對する謝恩と外交交渉は不可能である。そのため、柳潤徳は明人の刷還を報奨する降敕に對して謝意を表するという任務を遂行するにとどまった⁽⁷⁰⁾。つまり事實上、序班および内閣の官員と接觸する謝恩使の派遣は見送られた、と判斷して差し支えあるまい。謝恩使柳潤徳の一行は赴京途中の三月下旬に、漢城に戻る進賀使蘇世讓の一行と遼東都司驛路の杏山驛近くで出會う。皇太子の誕生(哀冲太子。ただし一ヶ月で夭

死⁽⁷²⁾を祝うべく北京に派遣されていた蘇世讓は一ヶ月半ほど會同館に滞在し、しばしば序班夏麟らと酒を酌み交わしたことが『陽谷赴京日記』につづられているが、宗系改正に關して語りあつた形跡はなく、同い年の柳潤徳とは「良^ややくしく坐して話し、而して別る」との簡潔な記録にとどまる⁽⁷³⁾。當時、嘉靖帝は皇太子を亡くしたためか政務を執ることはなく、蘇世讓が嘉靖帝に謁見できたのは入京から一ヶ月後のことであつた⁽⁷⁴⁾。その柳潤徳の歸國に關しても、この年八月の實錄記事には「謝恩使柳潤徳、京師自り還る」とあるにすぎず⁽⁷⁵⁾、朝鮮政府はまたもや『嘉靖會典』に關するあらたな情報を得ることができなかった。

六　　む　　す　　び

以上、本稿ではこれまで等閑視されていた中宗二〇年代における宗系辨誣問題の展開様相を、『嘉靖會典』編纂の情報収集という觀點から朝鮮と明の實錄記事を中心に追跡してきた。當時の對明外交交渉の實相を要約すれば、以下のとおりである。

(一) 中宗二四年(嘉靖八)四月に陳慰使李芄が北京にて『嘉靖會典』編纂着手との情報に接するや、その歸途に國境の義州にて聖節使柳溥と善後策を練る。李芄と柳溥からの連絡をあいっいでうけた朝鮮政府は宗系辨誣奏請使の派遣を見送り、柳溥には中宗一三年に奏請使南袞が製述した奏請文書の謄本を送り届けた。かつて朝鮮系中國人の明使に賄賂を使って宗系改正を要求したことが明の知るところとなり、これから入京する柳溥に強く改正を要求させることは躊躇されたからである。

(二) 聖節使柳溥は嘉靖帝による宗系改正の敕書こそ得ることはできなかったが、改正は疑いがないという禮部尙書の回答を取り付けて中宗二四年一〇月に歸國した。なにより柳溥による奏請と明政府の對應は、『明世宗實錄』に詳細に記録されている。筆者が宗系改正をめぐる外交交渉の第二段階と位置づけるゆえんであり、第一段階の南袞の奏請に比肩しう

る成果と評價できよう。朝鮮政府としては『大明會典』改修事業の完了を待つばかりと思われたが、翌年三月に歸國した正朝使朴光榮は意外な事實をもたらした。改定版『大明會典』では「朝鮮國」の宗系をまったく書き改めることなく、朝鮮側の奏請の次第とこれに對する明帝の聖旨を註記するというのである。『嘉靖會典』は現存しないものの、現存する『萬曆會典』朝貢條が採用したこの敘述形式は、五〇年前の中宗二五年の時點でその方針が決定していたことになる。

(三) そこで朝鮮政府は外交交渉の方針を轉換し、特別に奏請使を派遣することなく、定期的に派遣する遣明使節に『大明會典』改修の進捗状況を探らせることとした。この交渉戦略の轉換は中宗二〇年代における外交交渉の特徴といえよう。閑職にあつた西班(武官)にも實職を授けて赴京させ、その結果、正朝使吳世翰は『大明會典』の印刷完了間近との情報を禮部より入手して中宗二六年四月に歸國する。實はこれまで、遣明使節には『大明會典』の購入資金のほか「人情」まで給付していたことも判明した。にもかかわらず、朝鮮使節の歸國報告は事務繁雜により刊行遅延、と繰り返すばかりであつた。

(四) 事態が好轉の兆しをみせたのは中宗二八年一〇月のことである。聖節使南孝義は先來通事を朝鮮に派遣し、序班の厚意によって『嘉靖會典』の「正本」を確認したと報告した。先來通事が持ち歸つたその「正本」は紙片に書き記したものにすぎなかったが、序班が朝鮮使節に對して協力的であつたことは疑いない。歸國した南孝義は情報収集のために使つた「人情」のリストに加え、内閣官員が要求した「贈物」の書簡まで持ち歸つた。嘉靖年間の賄賂政治の一端を示しているよう。以後、朝鮮政府は明政府(とくに内閣)に對して私的な「人情」の贈答という非公式的な交渉も視野に入れつつ、宗系改正をはたらきかけることになる。

さて、中宗二六年には從來の正朝使を廢止して冬至使が新設され、聖節使・千秋使・冬至使を明に派遣する一年三貢の對明外交體制へと移行した。この一年三貢體制についていまだ研究者のあいだに誤解があるのは、おそらく中宗二〇年代前後の朝中關係の實態に迫つた實證的研究に乏しいからではあるまいか。むろん、本稿で取りあげた宗系辨誣問題は中宗

二〇年代をもって解決するものではなく、課題はなお山積したままである。たとえば、『嘉靖會典』の寫本一冊が冬至使によって朝鮮にもたらされるのは明宗七年（嘉靖三二、一五五二）正月のことである。⁽⁷⁷⁾そこにいたるには、中宗三〇年代における明使龔用卿との直接交渉と奏請使權樞の派遣があった。稿をあらためて考察する必要がある。

註

(1) 「即高麗、其李仁人及子李成桂今名旦者、自洪武六年至洪武二十八年、首尾凡弒王氏四王、姑待之」(『正德大明會典』卷九六、禮部五五、朝貢一、皇明祖訓、朝鮮國條割註)。「大明會典」の編纂経緯については山根幸夫「明・清の會典」(『滋賀秀三編』『中國法制史——基本資料の研究』東京大學出版會、一九九三年二月)、參照。

(2) 『皇明祖訓』の編纂とその意義は石原道博「『皇明祖訓』の成立」(『清水博士追悼記念明代史論叢』大安、一九六二年六月)、中村榮孝「日鮮關係史の研究(中)」(吉川弘文館、一九六九年八月)「明太祖の祖訓に見える對外關係條文」(初出は『朝鮮學報』第四八輯、一九六八年七月)、川越泰博「『皇明祖訓』編纂考——とくに『祖訓錄』との關係について」(『中央大學アジア史研究』第七號、一九八三年三月)、參照。

(3) 『萬曆大明會典』卷一〇五、禮部六三、朝貢一、東南夷上、朝鮮國條。

(4) 末松保和『高麗朝史と朝鮮朝史』(末松保和朝鮮史著作集五)(吉川弘文館、一九九六年一〇月)「麗末鮮初に於ける對明關係」(初出は『史學論叢』第二、岩波書店、一九四一年一一月)の「第十二章 宗系辨誣の發端」。

(5) 最近では『皇明祖訓』の形成過程を整理しつつ、宗系辨誣問題の發端を論じた金暻綠「朝鮮初期 宗系辨誣의 展開樣相과 對明關係」(『國史館論叢』第一〇八輯、果川、二〇〇六年六月)がある。このほか、同「朝鮮初期 對明外交의 外交節次」(『韓國史論』四四集、ソウル、二〇〇〇年一二月)一二一―一三頁、朴元煥「明初朝鮮關係史研究」(一潮閣、ソウル、二〇〇二年三月)「二五세기 朝鮮의 明의 關係」(初出は國史編纂委員會編『한국사二』同委員會、果川、一九九五年九月)三三一―三三三頁がこの問題の發端に觸れた。また李成珪(朴永哲譯)「明・清史書の朝鮮『曲筆』と朝鮮による『辨誣』」(『人文知の新たな總合に向けて——第二回報告書I「歴史篇」』京都大學大學院文學研究科、二〇〇四年三月。原載は『五松李公範教授停年紀念 東洋史論叢』知識産業社、ソウル、一九九三年九月)六三―六六頁、蔣非非他(金勝一譯)「한중관계사(북경대학 한국학 연구센터 한국학 총서)」(汎友、ソウル、二〇〇五年二月)「第九章 명과 조선의 관계」(執筆は張帆)四二―四三頁は朝鮮前期における宗系辨誣の概要を述べたが、中宗代の外交交渉は空白に近い。

(6) 桑野榮治「朝鮮版『正德大明會典』の成立とその現存

——朝鮮前期對明外交交渉との関連から」(『朝鮮文化研究』第五號、一九九八年三月)。

- (7) 朴成柱「조선전기 朝・明 관계에서의 宗系문제」(『慶州史學』第三輯、慶州、二〇〇三年二月)。たとえば、朴成柱氏は中宗二〇年代の動向として陳慰使李凡と聖節使柳溥の報告のみを簡略に述べた(二〇六頁)が、両者が連携したうえで外交交渉であったことさえ看過されている。そもそも一編の論考でこの問題を論じるには無理がある。

- (8) 桑野榮治「朝鮮中宗代における宗系辨誣問題の再燃」(『久留米大學文學部紀要(國際文化學科編)』第二五號、二〇〇八年三月)。

- (9) 奥村周司「朝鮮における明使迎接禮と對明姿勢——中宗三二年の明使迎接を中心として」(『早實研究紀要』第三三號、一九九九年三月)。權仁溶「明中期 朝鮮의 宗系辨誣와 對明外交——權稷의 『朝天錄』을 中心으로」(『明清史研究』第二四輯、ソウル、二〇〇五年一〇月)。なお、龔用卿「使朝鮮錄」の性格に關しては夫馬進「使琉球錄と使朝鮮錄」(同編『增訂 使琉球錄解題及び研究』榕樹書林、一九九九年九月)一四九～一五一頁、参照。

- (10) 暫定的ではあるが、筆者は奏請使權稷の派遣を第三段階『嘉靖會典』寫本貿來後の奏請使金澍による交渉(明宗一八年、桓祖の記載)を第四段階、奏請使李後白による交渉(宣祖六年、『明實錄』への記載)を第五段階、そして『萬曆會典』の獲得と光國功臣一九名の冊封を第六段階と考えている。

- (11) 桑野榮治、前掲「朝鮮中宗代における宗系辨誣問題の再燃」六一～六六頁。

- (12) 『明世宗實錄』卷一〇〇、嘉靖八年四月戊辰(三日)條。山根幸夫、前掲「明・清の會典」四八〇～四八二頁。

- (13) 『中宗實錄』卷六四、二三年二月甲午(二七日)條。

- (14) 『明世宗實錄』卷一〇〇、嘉靖八年四月辛巳(一六日)條。

- (15) 北京會同館の南館(玉河館)の位置と機能は金九鎮「朝鮮前期 韓・中關係史의 試論——朝鮮과 明의 使行과 그 性格에 대하여」(『弘益史學』四、ソウル、一九九〇年二月)二七～三六頁、松浦章「明清時代北京の會同館」(『神田信夫先生古稀記念論集 清朝と東アジア』山川出版社、一九九二年三月)三六〇～三六五頁、参照。

- (16) 「下李凡書狀曰(其書狀略曰、(中略))、此事、前者屢爲奏請而未得矣、(中略)李凡若本爲此事而往、則如此爲之可也、以他事往焉而如此、於事體何如、幸禮部尙書寬厚之人、故聞其言、欲從其請云、然其終改與否、未可知也、何以爲之、(後略)」(『中宗實錄』卷六五、二四年五月辛酉「二七日」條)。

- (17) 柳溥は進賀使李茵とともに、この年五月に漢城を出發していた。『中宗實錄』卷六五、二四年五月乙未朔條。

- (18) 『新增東國輿地勝覽』卷五三、平安道義州牧、樓亭條、義順館の項。同書卷五三、平安道義州牧、驛院條、義順驛の項には「即ち義順館なり」とある。

- (19) 「下聖節使柳溥出狀(略曰、臣到義州、與陳慰使李凡相

遇、其言曰、中朝大明會典方修改、本朝宗系改正事呈文禮部、禮部當改正事、丁寧面說云、臣思之、中朝如有他議、而仍舊不改、則不得已呈文、將何如得當、本朝璿源・分派及李仁任族系、中朝若問、則不可不答、而臣未及詳知、前日奏請文書、并謄書下送、臣仍留待命」于政院曰、令翰林・注書分往大臣家議啓」〔《中宗實錄》卷六五、二四年六月甲子朔條〕。

(20) 「陳慰使李凡還自京師復命、上引見李凡、悉陳宗系改正狀措置之意」〔《中宗實錄》卷六五、二四年六月丙寅〔三日〕條〕。

(21) 「御朝講、(中略) 上曰、宗系改正事、聖節使呈文而不得改正、則使正朝使又爲呈文何如、正朝使猶不能兼奏請乎、若有奏請之勢、則乘此機會、請改何如、領事鄭光弼曰、前者曾爲奏請而至今未改、朝廷若欲不聽、則雖奏請豈爲聽乎、外議亦有言當遣奏請者、臣意只爲呈文爲當、上曰、幾不可失、時難再得、大明會典若刊行、雖欲改之、不可得也、予意欲別奏請也、光弼曰、臣非以奏請使爲不可送、雖入送、其損益不在於此也、且今旱災、豈無所召、(後略)」〔《中宗實錄》卷六五、二四年六月丙寅〔三日〕條〕。

(22) 「副提學俞汝霖等啓曰、大明會典所載本國宗系事、臣子所痛心、適在會典改撰之時、固當極力陳請期於必改、今不遣奏請使、只以聖節・正朝等使呈文陳請、此則陪臣私請、今李凡已自朝廷回還、朝廷亦知我國已開修改之由、而不別遣使奏請、憑他使奏請、非示中國以重其事也、(後略)」〔《中宗實錄》卷六五、二四年六月庚午〔七日〕條〕。

(23) 「(前略) 諫院啓、大明會典內我國宗系冒以他姓、又加惡名、非徒一國臣民痛憤也、祖宗在天之靈、亦必抱冤於冥冥之中矣、(中略) 今須別遣大臣至誠陳請、如南袞之爲而期於修改、事體至當、傳曰、奏請使入送事議于大臣、(後略)」〔《中宗實錄》卷六五、二四年六月庚午〔七日〕條〕。

(24) 「三公議啓曰、奏請使入送與否事、上教至當、奏請使雖入送、幸於越江後遇聖節使、得聞改正、則進退爲難、不可入送也、且奏請文書附送于正朝使亦不當、其改正首末已諭于聖節使〔柳溥〕、若未修改、則正朝使聞見而隨宜呈文爲當、奏請使不必送之」〔《中宗實錄》卷六五、二四年六月戊辰〔五日〕條〕。

(25) 「領議政鄭光弼・左議政沈貞・右議政李凡啓曰、弘文館・諫院之啓、臣等所嘗念及之事也、但非徒宗系誤錄、又有不美之言、其改正與否難可取必、(中略) 雖我國乘猶難輕改、況一百五十餘年開事、其何能辨明於中國而改之乎、其不當遣使奏請、更無他議、傳曰、(中略) 適今會典改修之時、斷不可失幾、此事上下之心皆爲痛憤、非特臺諫侍從也、予心亦然、(中略) 決不可不遣奏請使也」〔《中宗實錄》卷六五、二四年六月辛未〔八日〕條〕。

(26) 山腰敏寬編『中國歷史公文書讀解辭典』(汲古書院、二〇〇四年六月) 一六二頁。

(27) 『中宗實錄』卷六五、二四年六月壬申(九日) 條。

(28) 『中宗實錄』卷四二、一六年七月乙卯(六日)・甲子(一日) 條。

(29) 『中宗實錄』卷四一、一五年二月戊戌(二四日) 條。

- (30) 『中宗實錄』卷四一、一六年正月乙卯(二日)條、同書卷四二、一六年七月庚申(一日)・辛酉(二二日)條。
- (31) 『中宗實錄』卷四二、一六年七月辛酉(二二日)條。
- (32) 『中宗實錄』卷四二、一六年五月癸亥(二二日)條、同書卷四三、一六年一月乙卯(七日)條。
- (33) 「(前略)光弼等啓曰、柳溥猶不可強辨爲之、正朝使不須呈文也、傳曰可」(『中宗實錄』卷六五、二四年六月壬申「九日」條)。
- (34) 『明世宗實錄』卷一〇四、嘉靖八年八月癸酉(一〇日)條。
- (35) たとえば、奥崎裕司「洪武帝の天命觀と永樂帝の南征」(野口鐵郎編『中國史における教と國家』雄山閣出版、一九九四年九月)一九二―一九四頁、夫馬進「明清中國の對朝鮮外交における『禮』と『問罪』」(同編『中國東アジア外交交流史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇七年三月)三一八―三二〇頁。
- (36) 『明武宗實錄』卷一七一、正德一四年二月己卯(一五日)條。桑野榮治、前掲「朝鮮中宗代における宗系辨認問題の再燃」六二頁。
- (37) 高橋公明「外交文書、『書』・『咨』について」(『年報中世史研究』第七號、一九八二年五月)八四頁。岩井茂樹「明代禮制霸權主義と東アジアの秩序」(『東洋文化』第八五號、二〇〇五年三月)一四一―一四二頁。
- (38) 「領議政鄭光弼・左議政沈貞・右議政李符・右贊成金克福・左參贊趙元紀・右參贊韓效元啓曰、今見書狀、則會典改正事、中朝似不阻當、然不知其事改與不改而即時謝恩、臣等之意以爲未便也、待其大明會典出來後、知其改正而爲之亦未緩也、(中略)又聞中朝之奇、則朝廷似爲擾亂、閣老張璉等以大奸被論、禮部尚書李時亦參於此黨云、若然則奏請之事恐未必改之也、姑待後日改正之實、然後送之何如(後略)」(『中宗實錄』卷六六、二四年九月辛酉「二九日」條)。
- (39) 『中宗實錄』卷六六、二四年九月壬子(二〇日)條。
- (40) 『中宗實錄』卷六六、二四年九月壬戌(三〇日)條。
- (41) 「傳曰、(中略)今若幸改宗系而欲爲降敕、問之於使臣、則當答之曰、上國使臣出送海外之國、其慶莫大云可也、若以親自受去事答之、則似有厭天使出來之意、此不當也、今者非以爲應有此事、是乃預爲計外之事、幸有此事、則倉卒之間必不能善對、其預知此意事、言于正朝使」(『中宗實錄』卷六六、二四年八月甲戌「一日」條)。
- (42) 「進賀使李函・聖節使柳溥還自京師、上引見于宣政殿、柳溥曰、大明會典宗系改正事、臣入京即呈文于禮部、已奉聖旨矣、以其卷帙數多、時未畢印、故臣未知其改與否也、但其禮部題本及聖旨、皆已枚舉而送付于史館、今將改正矣、上曰、謝恩使入歸事議于大臣、則大臣等皆以爲、雖已令史館改之、其定改與否時未的知、且時無降敕、徑送謝恩使亦爲未便云、故不入送耳、但欲聞赴京使臣之言而更議也、(後略)」(『中宗實錄』卷六六、二四年一〇月戊子「二六日」條)。
- (43) 「左議政沈貞・右議政李符議、臣等意、宗系改正事須待

新撰會典頒降、當吏商議謝恩、至於南袞奏請先王所無之事、則前後聖旨竝無許改之語、今撰謝表措辭爲難、經行謝恩尤爲不可、(中略)傳曰、知道」(『中宗實錄』卷六六、二四年一〇月己丑「二七日」條)。

- (44) 『明世宗實錄』卷一〇八、嘉靖八年二月癸未(二二日)條、同書卷一〇九、嘉靖九年正月癸卯(二二日)條。

- (45) 『明世宗實錄』卷一〇九、嘉靖九年正月丁酉(六日)・戊戌(七日)條。嘉靖帝はこの年冬至以降は正月に南郊で行う天地合祭を取りやめ、冬至に露天の壇で天を祀り、夏至には地を祀るという天地分祭の方式に切り替えた。小島毅「郊祀制度の變遷」(『東洋文化研究』第一〇八冊、一九八九年二月)一三八・一九五頁、同「嘉靖の禮制改革について」(『東洋文化研究所紀要』第一一七冊、一九九二年三月)三八三頁。

- (46) 「正朝使朴光榮還自京師復命、上御宣政殿引見、(中略)光榮曰、(中略)且宗系事、臣入歸時、見聖節使柳溥問之、柳溥曰、既已改正云、臣到京、欲聞見於內閣史館之人、而勢難不爾也、主事在玉華館之内、臣等所寓處也、常時文臣每來檢舉、(中略)其後下馬宴時、問於禮部尚書曰、(中略)尙書答曰、汝何疑之至此耶、朝廷之待外夷、皆不失信、而況汝國乃禮義之邦、朝廷待之亦非尋常矣、改正事聖旨已下、其何不改正乎、汝等其勿疑、但大明會典時未畢修正、故今未成書耳、然而聖旨丁寧、有何疑乎(後略)」(『中宗實錄』卷六七、二五年三月壬子「二二日」條)。

- (47) 『萬曆大明會典』卷一〇五、禮部六三、朝貢一、東南夷

上、朝鮮國條。また末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける對明關係」二四八頁。

- (48) 『中宗實錄』卷六九、二五年一〇月乙丑(九日)條。

- (49) 『中宗實錄』卷六九、二五年九月己酉(二三日)條。朝鮮初期の場合、遣明使節には閑職の堂上官を任命する傾向にあり、また現職の堂上官であっても六曹では比較的業務が少くない工曹(とくに工曹參判)の比率が高い。金松姫『朝鮮初期堂上官兼職制研究——東班京官職斗臨時職令중심으로』(漢陽大學校出版部、ソウル、一九九八年二月)「第四章」對明使臣斗明使迎接官」(初出は「史學研究」第五五・五六合集號、果川、一九九八年一〇月)二三八頁。

- (50) 『中宗實錄』卷六九、二五年一〇月甲子(八日)條。『明世宗實錄』卷二一〇、嘉靖九年二月辛巳(二五日)條。

- (51) 『中宗實錄』卷七〇、二六年三月甲午(九日)條。また『萬曆大明會典』卷一〇五、禮部六三、朝貢一、東南夷上、朝鮮國條に「永樂初賜印誥、自後每歲聖節・正旦(嘉靖十年(＝中宗二六年)、外夷朝正旦者俱改冬至)・皇太子千秋節、皆遣使奉表朝賀、貢方物、其餘慶慰・謝恩無常期」とある。私見では、嘉靖帝の禮制改革にとまなう措置である。

- (52) 趙邦彦の歸國については「聖節使趙邦彦還自京師」とあるにすぎない。『中宗實錄』卷六九、二五年一二月戊子(二日)條。

- (53) 「(前略) 世翰復命後、啓曰、(中略) 且改宗系事、通事及臣詣禮部累次力請、(中略) 尙書曰、日期頒降事、內閣所掌、日月之久近、余未知也、然聖節使入來時、可及頒降矣、且禮部業已移文於翰林院、已令改之、何可失信、(後略)」(『中宗實錄』卷七〇、二一六年四月戊午〔四日〕條)。
- (54) 「傳曰、前日正朝使吳世翰來言、大明會典庶幾畢印、聖節使入來、似及得見云、宗系若獲改正、我國之慶孰大於此乎、上國亦必以此降諭詔敕矣、(後略)」(『中宗實錄』卷七〇、二一六年五月庚子〔一七日〕條)。
- (55) 『中宗實錄』卷七一、二一六年六月丙辰〔三日〕條。
- (56) 「聖節使潘碩杵還自京師啓曰、大明會典內璫源宗系改正事、禮部已曾奉聖旨、送付于史官云、(後略)」(『中宗實錄』卷七二、二一六年一月壬子〔二日〕條)。
- (57) 『國朝五禮儀』卷三、嘉禮、拜表儀。拜表の儀における文武百官および儀仗隊の配置は毎年正朝・冬至・聖節に王宮の正殿にて實施する對明遙拜儀禮(望闕禮という)とほぼ同じである(『國朝五禮序例』卷二、嘉禮、排班圖、正至及聖節望闕行禮之圖、參照)。
- (58) 「拜聖節表于勤政殿、傳于聖節使方輪曰、大明會典改正之事、大關國家、改與未改及幾許開刊事、仔細聞見、若皆已刊行、則以宗系改正降敕、而通諭我國與否、亦詳聞見可也、若將通諭我國、而禮部曰、陪臣持去耶、中朝遣使臣耶云爾、則當答曰、前此無陪臣持去之例、若天朝遣使降敕、則安有如此大慶之事、當從禮部指揮而爲之云可也」(『中宗實錄』卷七三、二一七年五月庚戌〔三日〕條)。
- (59) 方輪の歸國については「聖節使方輪還自京師」とあるにすぎない。『中宗實錄』卷七三、二一七年一〇月戊子(一四日)條。
- (60) 『中宗實錄』卷七四、二一八年五月丙午(四日)條。『明世宗實錄』卷一五三、嘉靖二二年八月庚辰(二〇日)條。
- (61) 「(前略) 傳于政院曰、(中略) 大明會典宗系改正事、(中略) 今則正本持來、此亦祖宗朝未爲之事、非偶然之慶、然今則只片楮書來、改正印出成冊後、有慶事乎、(中略) 領府事鄭光弼・領議政張順孫・左議政韓效元・禮曹判書柳灌・參判李龜齡啓曰、(中略) 大明會典則正印成冊後、進賀爲當、傳曰、啓意知道、承文院古例考之可也」(『中宗實錄』卷七六、二一八年一〇月癸酉〔四日〕條。ただし、「正本」の具體的な内容は實錄記事に残っていない)。
- (62) 「禮曹啓曰、序班夏麟求請非自求請、乃內閣官員之請也、我國人聞見宗系事、必請於內閣、不得已有贈物乃可、但不可公然贈之、令使臣私贈不妨、傳曰可」(『中宗實錄』卷七六、二一八年一月丁卯〔二九日〕條)。
- (63) 「嘉靖三一年六月日」の内賜記を有する名古屋市蓬左文庫本『正德會典』には「尹漑汝沃」の藏書印が捺されており、尹漑はのちに朝鮮版『正德會典』の所藏者のひとりとなる。中村榮孝「蓬左文庫朝鮮本展觀書解説」(『朝鮮學報』第一三輯、一九五八年九月)二二四頁。千惠鳳「日本蓬左文庫韓國典籍」(知識産業社、ソウル、二〇〇三年六月)一一五―一一七頁。
- (64) 「政院以承文院都提調意啓曰、洪武・永樂之時、奏請之

事及近來南宸奏請之事、書示中朝之人、使覺悟而改之何如、尹漑知序班夏麟及內閣官員、人情之物付送、私請何如、傳曰、如啓」(『中宗實錄』卷七六、二九年二月己巳〔二日〕條)。

- (65) 「御朝講、(中略)領事金謹思曰、我國宗系書去、示內閣官員曰、大明會典亦如此載錄乎、疑有謬誤、故書示云、則彼亦覺悟而改之也、上曰、如是隨便問之則可也、公然呈文請改則不可也、(後略)」(『中宗實錄』卷七六、二九年二月己巳〔二日〕條)。

- (66) 『中宗實錄』卷七六、二九年二月戊辰朔條。

- (67) そのため前年の中宗二八年二月に派遣された進賀使蘇世讓は、禮部に會同館の規制緩和を要請する任務も帯びていた。權仁溶「明中期朝鮮の明使行——蘇世讓의『赴京日記』를 통하여」(『明清史研究』第一九輯、ソウル、二〇〇三年一〇月)一二四頁。

- (68) 『中宗實錄』卷七六、二九年二月乙未(二八日)條。

- (69) 『中宗實錄』卷七七、二九年閏二月辛丑(四日)條。

- (70) 『中宗實錄』卷七七、二九年閏二月己亥(二日)條。

- (71) 杏山驛の位置はさしあたり楊正泰「明代驛站考(增訂本)」(上海古籍出版社、上海、二〇〇六年一月)一三〇頁の「(一九)遼東都司驛路分布圖(嘉靖、隆慶年間)」、參照。

- (72) 『明世宗實錄』卷一五三、嘉靖二二年八月己丑(一九日)條、同書卷一五五、二二年一〇月己卯(一〇日)條。

- (73) 『陽谷赴京日記』(『靑丘學叢』第一號、京城、一九三〇

年八月、所收)嘉靖一三年甲午三月七日(二七日)條に「陰、行到五里許、謝恩使柳潤德・書狀官崔演、冒細雨而來、柳善叔(『柳潤德。善叔は字、以病乘驢輜而來、柳亦吾同年也、良久坐話而別、(後略)』とある。

- (74) 權仁溶、前掲「明中期朝鮮の明使行」一一九頁。『陽谷赴京日記』嘉靖一三年甲午閏二月七日(二七日)條によれば、この日はたまたま嘉靖帝が奉天門にて視朝したため、蘇世讓一行は琉球使節とともに叩頭禮を行うことができたという。

- (75) 『中宗實錄』卷七七、二九年八月丙申(二日)條。

- (76) たとえば朴元燾、前掲「二五세기朝鮮과 明의 關係」二九四頁のほか、朴成柱「조신초기遣明使節에 대한 일고찰」(『慶州史學』第一九輯、慶州、二〇〇〇年二月)一五三頁、全淳東「五세기 조선과 명의 文물 교류」『중국 문물의 유입을 중심으로』(韓國史研究會編『韓國史의 國際環境과 民族文化』景仁文化社、ソウル、二〇〇三年一〇月)九三頁によれば、中宗二六年以後は正朝・聖節・千秋使・冬至使の一年四貢が定例となったという。しかし、朝鮮初期の遣明使節は正朝・聖節・千秋使の一年三貢、朝鮮中期の中宗二六年以降は聖節・千秋・冬至使の一年三貢である。

- (77) 『明宗實錄』卷一三、七年正月乙酉(二日)條。桑野榮治、前掲「朝鮮版『正徳大明會典』の成立とその現存」一三一―一四頁。

【附記】 本稿は二〇〇七・二〇〇八年度日本學術振興會科學研究費補助金（基盤研究C。研究課題「朝鮮前期の對明外

交渉に關する基礎的研究」、課題番號一九五二〇六一六）による研究成果の一部である。

DIPLOMATIC NEGOTIATIONS WITH MING DYNASTY IN THE THIRD DECADE OF THE REIGN OF CHUNGJONG OF JOSEON

KUWANO Eiji

This article focuses chiefly on the development and continuation of the issue of clarifying the royal lineage 宗系辯誣 that occurred in the third decade of the reign of Chungjong by tracing the records in the annals of Joseon and Ming dynasties from the standpoint of collection of information in the compiling of the *Jiajing Huidian* 嘉靖會典.

Yi Bong 李芑, the Chinwisa 陳慰使 envoy, learned of the editing process of the *Jiajing Huidian* while in Beijing in the fourth month of the 24th year of the reign of Chungjong (Jiajing 8 or 1529). Yi Bong conveyed this information to the Songjolsa 聖節使 envoy Yu Bu 柳溥 at Uiju 義州 near the border between China and Joseon. The Joseon government, which continually received reports from embassies to Ming, had previously in the 13th year of Chungjong's reign received a copy of the documents, which had been prepared by the Chuchongsa 奏請使 envoy Nam Gon 南袞, that had been sent by Bu Yu who was waiting at Uiju. The diplomatic negotiations of Yu Bu are detailed in the *Ming shilu* 明實錄 and the results and evaluation should be compared with the reports of Nam Gon. However, according to the report of the Chongjosa envoy Pak Kwang-yong 朴光榮, who returned to Joseon in the third month of the reign of Chungjong, there had been no revision of the lineage of the progenitor Taejo 太祖 Yi Song-ge 李成桂 in the *Huidian* and that it recorded the protocol of the envoys from the Joseon side and the corresponding edicts of the Ming emperors. One sees from this evidence that the narrative form used in the later and still extant *Wanli huidian* 萬曆會典 and the policy that determined it had been set fifty years earlier, i.e. in the 25th year of the Chungjong reign.

Thereafter, the Joseon government did not dispatch another Chuchongsa envoy, but the regularly dispatched embassies to the Ming explored the state of progress of the compilation of the *Huidian*. This was a switch in the diplomatic strategy. As a result, it was the Chongjolsa envoy O Se-han 吳世翰 who received news of the completion of the printing of the *Huidian* from the Ministry of Rites in the fourth month of the 26th year of the Chungjong reign. The Joseon government had previously provided not only funds for the purchase but bribes as

well. The reports of Joseon embassies on their return noted continual delays due to clerical difficulties in the office charged with the printing, but the Songjolsa envoy Nam Hyo-ui 南孝義 was able to view a portion of the *Huidian* due to the goodwill of preface staff in the 10th month of the 28th year of the reign of Chungjong. It is certain that it was the preface staff that cooperated with the Joseon embassy, but in addition there is a list of bribes used by Nam Hyo-ui to collect information, and he also returned with letters from officials of the Grand Secretariat demanding gifts. This can be seen as an example of the bribery-plagued government of the Jiajing era of the Ming dynasty. Thereafter, the Joseon government persistently strove to influence the revision of the royal lineage through unofficial negotiations and gifts of bribes to officials of the Ming government.

YUN GEUN-SU AND LU GUANGZU : ARGUMENTS BETWEEN CHINESE AND KOREAN INTELLECTUALS IN THE ZHU-LU DISPUTATIONS

NAKA Sumio

Yun Geun-su 尹根壽 was involved in arguments with Lu Guangzu 陸光祖 over the differences between the Zhu and Lu 朱陸 (or Zhu and Wang 朱王) schools in the 21th year of the Myeongjong 明宗 era (Jiajing 嘉靖 45 or 1566) during his mission to Beijing as Bu-yeon envoy 赴燕使. The contents of the arguments are recorded in the “Zhu-Lu ron-nan” 朱陸論難 chapter of the *Ueol-jeong jip* 月汀集.

Yun Geun-su argued from a position firmly grounded in the school of Zhuxi and criticized the Lu-Wang school. In contrast, Lu Guangzu took the opposite side, affirming the Lu-Wang school and criticized the school of Zhuxi. During the reign of Seonjo 宣祖 in the period between the Japanese invasions of the Im-sin oeran 壬辰倭亂 and Jeong-yu jae-ran 丁酉再亂, there were some who came from China to Joseon and who had been involved in Zhu-Lu or Zhu-Wang disputations, and there were also those who gone to China from Joseon as Bu-yeon envoys who had participated in similar disputes with those from the Chinese side. They included (1) Yu Seong-ryo 柳成龍, who was the Seo-sang goan 書狀官 (official secretary) of the Seong-jeol sa 聖節使 embassy of the second year of the reign of Seonjo (1569), (2) Heo-bong 許篈, who was the Seo-sang goan of Seong-jeol sa embassy of seventh year of the reign of Seonjo (1574), (3) Huang Hongxian 黃洪憲 and Wang Jingmin 王敬民 who were emissaries in the 15th year of Seonjo